

○財務省告示第三百九十号

中華人民共和国産トルエンジンシアンートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトルエンジンシアンートについて、同条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二九二九・一〇号に掲げる物品のうちトルエンジンシアンート

(二) 特徴 主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二 法第八条第九項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三 法第八条第九項の規定により指定された期間

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十六年政令第四百十五号）の施行の日から平成二十七年四月二十四日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産トルエンジイソシアナートについて関税率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（平成二十六年財務省告示第三百六十四号）で告示したとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、暫定的な不当廉売関税を課することが決定された。